

一般名処方加算に関する掲示

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者さんが長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の4分の1を患者さんが負担する仕組み（選定療養費）が導入されました。

一般名での処方について、ご不明な点などがありましたら当院薬剤部へご相談ください。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

令和7年4月
岡山大学病院